

# 商工会だより

第164号

令和4年4月1日  
揖斐川町商工会  
揖斐川町上南方165-1 TEL 22-6185 FAX 22-2561  
URL <https://www.gifushoko.or.jp/ibigawa/>

## 税務

あと1年半になりました！

### ☆インボイス制度とは？

インボイス制度は、消費税に関する新しい制度で、令和5年10月1日からスタートします。インボイス制度では、事業を営んでいる法人や個人事業者が税務署に登録申請をして、登録後に与えられた「登録番号」を請求書や領収書などに書くことになります。

(登録申請は令和3年10月1日から受付が始まっております。)

この「登録番号」が書かれた請求書や領収書こそが「インボイス(適格請求書等)」です。

#### インボイス(適格請求書)

##### 請求書

いびがわ△△△ 御中

揖斐川〇〇〇商事

登録番号 T123456

令和5年10月××日

10月分 129,800円

日付	品目	金額
10月×日	魚*	5,000円
10月×日	肉*	10,000円
・	・	・
・	・	・
・	・	・
合計		120,000円
消費税		9,800円
8%対象		110,000円
消費税		8,800円
10%対象		10,000円
消費税		1,000円

\*軽減税率対象品目

\*これまでの請求書や領収書との違いは

#### ①登録番号があること

登録申請をすると名簿に登録され、事業者には税務署から「登録番号」が通知されます。

#### ②税区分別に合計金額と消費税額を記載すること

税率ごとに合計した税込金額または税抜金額のどちらかと、それぞれの適用税率ごとの消費税額を記載すること

\*インボイスには法令などで決められた様式がありません。

納品書、請求書、領収書を新たに印刷される方は、ご注意ください。

## ☆小規模事業者持続化補助金（一般型）【令和元年度補正予算】 【令和3年度補正予算】

商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿った販路開拓の取り組みを行う小規模事業者の皆様に対し費用の2/3を補助します。

受 付 締め切り	第7回 2022年6月3日（金）[郵送：締切日当日消印有効]
補 助 対 象 者	<b>商工会地区で事業を営む小規模事業者</b> ※小規模事業者とは 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く） 常時使用する従業者の数 5人以下 サービス業のうち宿泊業・娯楽業 常時使用する従業者の数 20人以下 製造業その他 常時使用する従業者の数 20人以下
補助対象 事 業	・策定した「経営計画」に基づいて実施する、地道な販路開拓等のための取組であること。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化（生産性向上）のための取組であること。 ・商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること。
補助率等	[通常枠] 50万円 [賃金引上げ枠] 200万円 [卒業枠] 200万円 [後継者支援枠] 200万円 [創業枠] 200万円 [インボイス枠] 100万円 *通常枠以外は追加申請要件があります。 *補助率：補助対象経費の2/3（賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4）
補助対象 経 費	①機械装置等費 ②広報費 ③ウェブサイト関連費 ④展示会等出展費 ⑤旅費 ⑥開発費 ⑦資料購入費 ⑧雑役務費 ⑨借料 ⑩設備処分費 ⑪委託費 ⑫外注費

### 補助対象となり得る取組事例のイメージ

①新商品を陳列するための棚の購入 ②新たな販促用チラシの作成、送付 ③新たな販促用PR（マスコミ媒体での広告等） ④新たな販促品の調達、配布 ⑤国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加	⑥新商品の開発 ⑦新商品の開発にあたって必要な図書の購入 ⑧新たな販促用チラシのポスティング ⑨国内外での商品PRイベントの実施 ⑩新商品開発にともなう成分分析の依頼 ⑪店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む。）
---	--

### ご相談は商工会まで

- ◇申請に際しては、商工会の確認が必要となります。
- ◇確認書類等の発行には一定の日数がかかりますので、余裕を持ってお越しくください。
- ◇なお、公募要領および申請様式等に関しては、以下のアドレスをご覧ください。

岐阜県商工会連合会 <https://www.gifushoko.or.jp/jizokuka/>

全国商工会連合会 [https://www.shokokai.or.jp/jizokuka\\_rlh/](https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_rlh/)

\*記載例も掲載されておりますので、ご自身で申請書（事業計画書）の作成にチャレンジしてみませんか？

## 金融

### ☆公庫の金融相談日をご利用下さい。

日本政策金融公庫協力のもと、毎月第2火曜日の午前10時～正午まで(1時間区切り)揖斐川町商工会館にて、金融相談日を開催しております。

今月のご相談日は、4月12日(火)です。

普通貸付の申し込みをはじめ、返済状況の変更等、何でもご相談下さい。

なお、相談時間調整のため、ご希望の方は事前に商工会へご連絡下さい。

揖斐川町商工会 電話 22-6185

制度名	利率	貸付限度額	貸付期間	説明
普通貸付	基準 1.11%～2.20	4,800万円	運転資金 5年以内 (特に必要な場合7年以内)	担保を提供する 融資
	基準 2.06%～2.55		設備資金 10年以内	担保を不要とする 融資
マル経融資 (小規模事業者経営改善資金)	1.23%	2,000万円	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	保証人、担保は不要 (金融審査会の推薦 が必要です)
マル経融資 (新型コロナウイルス感染症の影響)	[当初3年間] 1.23%～0.9%  [4年目以降] 1.23%	2,000万円	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	保証人、担保は不要 (金融審査会の推薦 が必要です) 平均売上高が前4年 のいずれかの年の同期 と比較して5%以上 減少している

### ☆事業承継についてお悩みはありませんか？

～さまざまな形の事業承継相談をワンストップで解決～

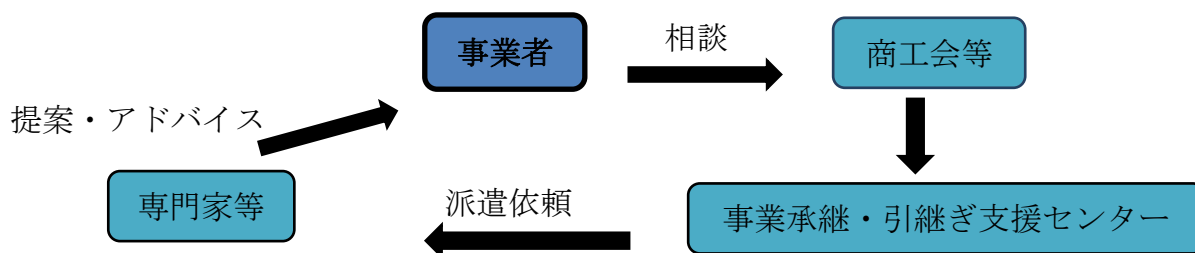
「後継者が決まっていないけど誰かに事業を継いでもらいたい」

「子供(または親族以外)に継がせようと思っているがどんな手続きが必要？」

「会社や店舗を買い取って事業を拡大したい」

こういったことは安易に他人に相談することができず、正確な情報をどこで入手できるのか分からず、時間だけが過ぎてしまう、ということが起こりがちです。

岐阜県事業承継・引継ぎ支援センターでは、後継者が不在でも、親族・親族以外への承継でも、企業買収(M&A)についても専門家に無料で相談できます。



創業したい方と後継者不在の会社等を引き合わせる後継者人材バンク制度もあります。まずは商工会までご連絡ください。\*『事業承継・引継ぎ支援センター』…国が設置した公的相談窓口です。

# ☆商工会「WEBセミナー」を 利用して経営に役立てよう！

会員事業所の皆様の経営をインターネットを通じてサポートします。

『商工会』のホームページよりご覧いただけます  
会員無料


## WEBセミナー

### お薦めプログラムのご案内

WEBセミナーは、インターネットで映像コンテンツを視聴することにより、様々な経営情報が取得できるサービスです。

#### 視聴方法

何時でも、何処でも、好きなだけご利用いただけます  
映像と音声による本格的なセミナーが受講できます。忙しくてセミナーや研修会に参加出来ない方などにご活用ください。



利用者はIDとパスワードを入れてログインすることで視聴可能となります。

【商工会別ID・パスワード】  
※ID・パスワードは同じです。  
揖斐川町商工会 4012

商工会専用ログインページ  
ログインIDとパスワードを入力してログインしてください。  
ログインID: ●●●● パスワード: ●●●●  
ログイン

※掲載内容は予告なく変更する場合がございます。

## あなたも家族もまるごと守る！頼れる補償の 商工会の福祉共済

毎月ご加入いただけます!!

全国商工会会員福祉共済

大切な、商工会会員の皆さま、だからこそ加入できる特別な制度です!

ご加入できる方  
商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会・連合会の役員員とその家族であって健康な方が対象となります。  
〔病気の補償およびトータル「がん」補償、シンプル「がん」補償の場合、健康状態に関する告知義務があります。〕

※ただし2021年11月1日時点での年齢が満6歳以上満80歳以下(シニア医療特約・シニア「がん」プラン・シニアシンプル「がん」プランでは新規ご加入は満74歳以下)の方に限ります。

「家族」とは…①配偶者・父母・子 ②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫 ③配偶者の父母 をいいます。

※万一、商工会からの謝退や退職等により、加入者資格を喪失した場合には、お手数ですが、ご加入の商工会へご連絡くださいますようお願いいたします。

福祉共済加入者・被共済者の皆様は、自動的に商工会プラチナクラブの会員になり、「ベネフィット・ステーション」(運営:ベネフィット・ワン)の優待サービスをご利用いただけます!

お問い合わせ・資料請求はご加入の商工会まで ※一部の商工会においては取り扱っていない場合があります。

このチラシは福祉共済および東京海上日動火災保険(株)の団体総合生活保険(医療補償は本特約・がん補償は本特約)・総合生活保険(個人賠償責任補償)の概要についてご紹介したものです。  
ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みなさい。ご不明な点等がある場合には、ご加入の商工会までお問い合わせください。

取扱代理店:株式会社ふるさとサービス 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館10F TEL:03-3214-5710  
引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社 担当課:広域法人部法人第一課 東京都千代田区三番町6-4 TEL:03-3515-4147

2021年9月作成 21-TC04668